

2019.3 ディスクロージャー誌

2018年4月1日～2019年3月31日

絆をつくる、明日へつなぐ。

Contents

名古屋銀行プロフィール (2019年3月31日現在)

商号	株式会社名古屋銀行
設立	1949年2月24日
総資産(連結)	3兆8,972億円
預金等※	3兆4,915億円
貸出金	2兆5,964億円
資本金	250億円
連結自己資本比率 (国際統一基準)	12.52%
従業員数	1,856名
拠点数	国内 113カ所
	本支店 112カ所
	出張所 1カ所
	海外支店 1カ所
	海外駐在員事務所 1カ所

※ 預金等 = 預金 + 譲渡性預金



本資料には将来の業績に関する記述が含まれております。こうした記述は将来の業績を保証するものではなく、リスクや不確実性を内包するものです。将来の業績は、経営環境の変化などにより、目標対比と異なる可能性があることにご留意ください。なお、商品・サービスの詳細につきましては、お近くの営業店窓口までお問い合わせください。

業績ハイライト (2018年度)	1
------------------	---

CSR (企業の社会的責任) への取組み	
1. 揺るぎない支持と信頼の確立を目指して	5
2. それぞれのステークホルダーとともに	11

コーポレートデータ	
役員	22
組織	23
あゆみ	24
事業の概要	25
店舗一覧	26
店舗外キャッシュコーナー	29
主な手数料一覧	30
主要な業務の内容	31
商品・サービスのご案内	32

資料編	
連結情報	37

連結財務諸表	38
連結リスク管理債権	52

単体情報	53
単体財務諸表	54
損益の状況	59
営業の状況	62
時価情報	68
デリバティブ取引情報	70
資本・株式・従業員の状況	72

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示	73
自己資本の構成に関する開示事項	73
定性的な開示事項	92
定量的な開示事項	104
レバレッジ比率に関する開示事項	134

経常の健全性の状況のうち流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項	136
流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	136
流動性リスクに関する開示事項	136
流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	137

報酬等に関する開示事項	139
情報開示方針 (ディスクロージャー・ポリシー)	143
金融商品に関するお客さま本位の業務運営 (フィデューシャリー・デューティー) 基本方針	143

本冊子は、銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料 (業務及び財産の状況に関する説明書類) です。

業績ハイライト (2018年度)

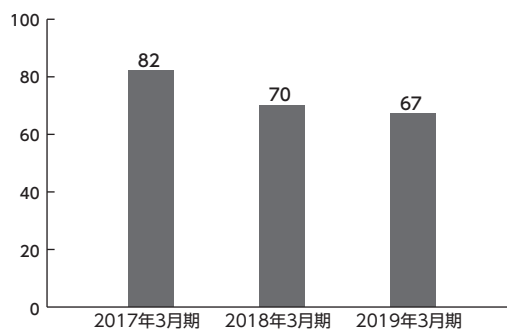
■ 損益の状況 (単体)

銀行本来業務から得られる利益である業務純益は、役員取引等利益の増加があったものの、その他業務利益の減少などにより、前期比3億円減少し67億円となりました。

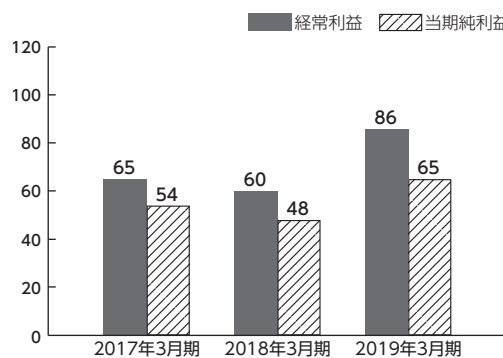
経常利益は、株式等関係損益が前期比大幅に増加し86億円となりました。

当期純利益は、前期比16億円増加し65億円となりました。

業務純益 (単位：億円)



経常利益・当期純利益 (単位：億円)

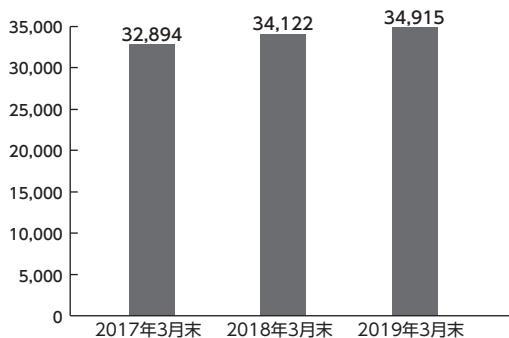


■ 預金 (譲渡性預金含む)・貸出金・有価証券の状況 (単体)

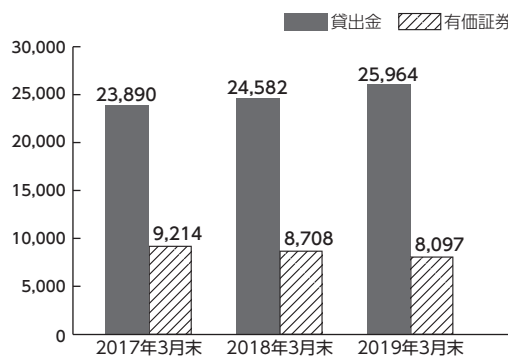
預金 (譲渡性預金含む) は前期比793億円増加し3兆4,915億円に、貸出金は前期比1,381億円増加し2兆5,964億円となりました。

有価証券は、前期比611億円減少し8,097億円となりました。

預金 (譲渡性預金含む) (単位：億円)



貸出金・有価証券 (単位：億円)



■ 連結総自己資本比率（国際統一基準）

自己資本比率は、銀行の健全性を判断する重要な指標のひとつで、比率が高いほど健全といえます。2019年3月末の連結総自己資本比率は12.52%となっています。また連結普通株式等Tier I比率は10.82%となっています。

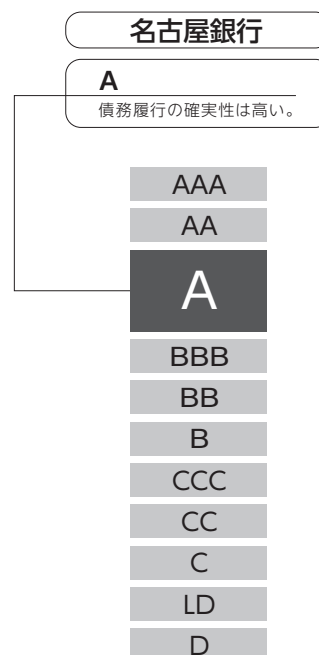


■ 格付け

格付けとは、企業の発行する個別の債券について、約定通り元利金が支払われる確実性の程度を、一定の符号によって格付会社が情報として提供しているものです。企業の信用力評価的な要素が強く、広い意味で銀行そのものの信用度を表しています。

当行は、株式会社日本格付研究所（JCR）より長期発行体格付けとして「A（シングルA）」の格付けを取得しています。この格付けは投資適格銘柄であることを示しており、高い評価を受けております。

■ 日本格付研究所（JCR）



■ 債権内容について

創業以来、堅実経営を貫いており、不良債権の発生を最小限にするよう努めてまいりました。今後も、不良債権発生未然防止と処理の促進、融資先の事業再生にも力を注ぎ、資産の健全性維持に努めてまいります。

貸出などの資産につきましては、厳格な自己査定を実

施し、回収の危険性または価値の毀損の危険性に従って区分し、その区分に応じた適正な不良債権処理ルールに基づいて償却引当を行っています。また、不良債権のオフバランス化や経営改善支援による債務者区分の改善を進めること等によって、資産の健全化に努めています。

■ 不良債権の開示〈単位〉

不良債権の開示につきましては、銀行法に基づく「リスク管理債権」と金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」の開示が義務付けられています。「リスク管理債権」は「貸出金」を対象としていますが、「金融再生法開示債

権」は「貸出金」のほか「貸出金に準ずる債権（外国為替・未収利息等）」及び「自らの保証を付した私募債」を対象としています。

自己査定結果・金融再生法開示債権・リスク管理債権の関係

自己査定結果 (対象債権：総与信)		金融再生法に基づく開示額 (対象債権：総与信及び自らの保証を付した私募債 ※要管理債権は貸出金のみ)				リスク管理債権 (対象債権：貸出金)		
(単位：百万円)								
債務者区分	金額	債権区分	金額	貸倒引当金	担保保証等	保全率	開示区分	金額
破綻先	2,597 <1,024>	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	6,733 <3,910>	2,822	3,910	100.00%	破綻先債権	2,584 <1,024>
実質破綻先	4,135 <2,885>						延滞債権	47,367 <46,167>
破綻懸念先	43,435	危険債権	43,445	3,729	35,401	90.07%	3か月以上 延滞債権	74
要 注 意 先	要管理先	要管理債権 ※	7,157	1,000	2,941	55.08%	貸出条件 緩和債権	7,082
	要管理先 以外の 要注意先	小計	57,335 <54,512>	7,552	42,252	86.87%	合計	57,109 <54,348>
正常先	2,043,063	正常債権	2,586,952	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> 金融再生法開示債権（小計） の対象債権に占める割合 < >内は、部分直接償却実施後 2.17% <2.06%> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> リスク管理債権 の対象債権に占める割合 < >内は、部分直接償却実施後 2.20% <2.10%> </div> </div>				
非分類債権	40,780	合計	2,644,287 <2,641,464>					
合計	2,610,235 <2,607,412>							

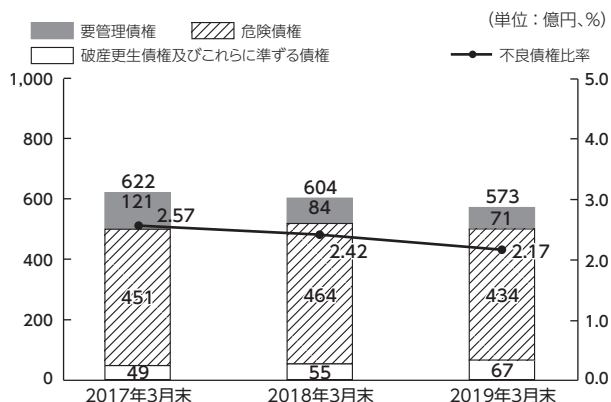
(注) 当行は部分直接償却を実施していませんが、実施した場合の開示債権額を< >内に記載しております。

■ 金融再生法に基づく開示額 (単体)

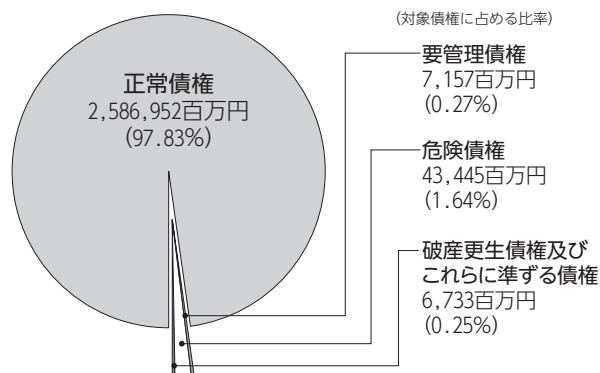
不良債権残高につきましては、2019年3月末現在で、2018年3月末比31億円減少し、573億円となりました。また、債権額に占める不良債権の割合は、2018年3月末

比0.25%減少し、2.17%となりました。今後も不良債権の低減に努め、資産の健全化を図ってまいります。

金融再生法開示債権額と不良債権比率の推移



金融再生法に基づく開示債権の構成比



(単位: 百万円)

	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,598	6,733	1,134
危険債権	46,455	43,445	△ 3,010
要管理債権	8,404	7,157	△ 1,247
不良債権額(小計)	60,458	57,335	△ 3,122
正常債権	2,435,772	2,586,952	151,179
合計	2,496,230	2,644,287	148,057
不良債権比率	2.42%	2.17%	△ 0.25%

用語の解説【金融再生法基準】

- (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (2)危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- (3)要管理債権
3か月以上延滞債権 ((1)及び(2)に該当する債権を除く) 及び貸出条件緩和債権 ((1)及び(2)に該当する債権や3か月以上延滞債権を除く) です。
- (4)正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

■ 銀行法に基づく開示額 = リスク管理債権 (単体)

(単位: 百万円)

	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末比
貸出金残高	2,458,293	2,596,413	138,119
破綻先債権	1,785	2,584	799
延滞債権	50,000	47,367	△ 2,632
3か月以上延滞債権	35	74	39
貸出条件緩和債権	8,369	7,082	△ 1,286
リスク管理債権合計	60,190	57,109	△ 3,080
リスク管理債権比率	2.45%	2.20%	△ 0.25%

用語の解説【銀行法基準】

- (1)破綻先債権
元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により、元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令に掲げる以下の事由が生じている貸出金です。
イ. 会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て。
ロ. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て。
ハ. 破産法の規定による破産手続開始の申立て。
ニ. 会社法の規定による特別清算開始の申立て。
ホ. 手形交換所 (手形交換所のない地域では、当該地域において手形交換業務を行う銀行団を含む) による取引停止処分。
ヘ. 外国の政府、中央銀行または地方公共団体に対する金銭債権のうち、長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる場合。
- (2)延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (3)3か月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (4)貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。